

こどもみらい
住宅支援事業

交付申請等マニュアル(交付申請編)

補助事業：A 注文住宅の新築

2022年4月28日版

こどもみらい住宅支援事業事務局



ホームページ

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>



お問い合わせ窓口 (IP電話等からのお問い合わせ先)

0570-033-522 042-204-0994

※通話料がかかります

受付時間

9:00～17:00

(土・日・祝含む)

第1章	事業の概要	3
1-1	目的・趣旨	4
1-2	事業名称	4
1-3	補助対象事業と対象者	4
1-4	こどもみらい住宅事業者の登録	4
1-5	こどもみらい住宅事業者の要件	5
1-6	対象となる新築住宅及びリフォーム	5
1-7	補助額	7
1-8	補助金の交付と還元	7
1-9	事業スケジュール	7
1-10	補助の対象外	8
1-11	補助金の併用	8
1-12	事業予算	9
(注) 第1章は各申請タイプで共通の内容となっています。		
第2章	補助対象の詳細	10
2-1	事業イメージ	11
2-2	対象となる方	12
2-3	対象となる新築住宅・補助額	13
2-4	補助対象期間	16
2-5	その他	16
第3章	申請方法	17
3-1	補助事業ポータルについて	19
3-2	アカウントについて	19
3-3	共同事業実施規約の締結	20
3-4	交付申請の予約 ※任意※	21
3-5	一定以上の出来高の工事完了	22
3-6	交付申請	23
3-7	交付決定	24
3-8	補助金の確定・交付	24
3-9	完了報告	25
3-10	書類の保管	25
第4章	添付書類の詳細	26
第5章	更新履歴	38

第1章

事業の概要

(注) 第1章は各申請タイプで共通の内容となっています。

1-1 目的・趣旨

こどもみらい住宅支援事業は、子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る事業です。

1-2 事業名称

こどもみらい住宅支援事業

1-3 補助対象事業と対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助事業」という。)は下表の(A)から(D)です。
それぞれの補助金の申請は、補助の対象者(以下、「補助対象者」という。)と住宅事業者が共同で行い、住宅事業者が、代表して交付申請等の手続きを行います。

補助事業	締結する契約	補助対象者	住宅事業者
(A)注文住宅の新築	工事請負契約	建築主	建築事業者
(B)新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者	販売事業者*1
(C)リフォーム(戸別)	工事請負契約	工事発注者	施工業者
(D)リフォーム(一括)			

(A)注文住宅の新築及び(B)新築分譲住宅の購入については、「子育て世帯」又は「若者夫婦世帯」が取得する場合に限り、以下の要件を満たす子や配偶者も共同で申請を行います。

- ・「子育て世帯*2」：申請時点において、平成15(2003)年4月2日以降に出生した子を有する世帯
- ・「若者夫婦世帯*2」：申請時点において夫婦であり、夫婦のいずれかが昭和56(1981)年4月2日以降の出生である世帯

(C)(D)リフォームの対象者には世帯の制限はありません。
また、上記の世帯が行う(C)のリフォーム工事については、補助上限の引き上げを受けられる場合があります。

1-4 こどもみらい住宅事業者の登録

「こどもみらい住宅事業者」(以下、「住宅事業者」という。)とは、補助対象者に代わり交付申請の手続きを代行し、交付を受けた本補助金を補助対象者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者です。
登録は本事業のホームページから行い、登録にあたっては「こどもみらい住宅事業者登録規約」に同意を行います。

なお、こどもみらい住宅事業者の登録が、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

*1 住宅の販売事業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の振込先である販売代理事業者を含みます。
ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。

*2 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。

1-5 こどもみらい住宅事業者の要件

「こどもみらい住宅事業者」の登録は、以下のすべてを満たす法人又は個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人・団体は、日本国内に法人格を有すること 個人は、日本国内に住民登録を行う個人であること（国籍は不問）
許認可	本補助金の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること なお、(B)新築分譲住宅の購入は、宅地建物取引業者に限る
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の交付規程、登録規約、その他事務局がマニュアル等に定める事項を遵守して事業を行うこと

1-6 対象となる新築住宅及びリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。
詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

《新築住宅の対象要件》

補助事業	対象要件		
(A) 注文住宅の新築 (B) 新築分譲住宅の購入	以下の①～⑥を満たす住宅		
	①所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票における住所(居住地等)で確認	
	②土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する	「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)	
	③未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの*1	「完成」は、検査済証の発出日で確認。(B)の場合、売買契約時点で1年以内であること	
	④住戸の床面積が50㎡以上である	「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定 なお、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスは除き、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める	
	⑤証明書等により、右のいずれかに該当することが確認できる	ZEH住宅	強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅
		高い省エネ性能等を有する住宅	・認定長期優良住宅 ・認定低炭素住宅 ・性能向上計画認定住宅
		一定の省エネ性能を有する住宅*6	品確法*2に基づく日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅 ※建築物省エネ法*3に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象
	⑥交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる		基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了、もしくは省エネ性能等に応じた住戸あたりの補助額*4に総戸数*5を乗じた金額以上の出来高の工事完了で確認 建築士による証明書が必要

*1 品確法第2条2項で定める新築住宅。

*2 「品確法」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)です。

*3 「建築物省エネ法」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)です。

*4 ⑤の住宅の省エネ性能等に応じた補助額です。共同住宅等で住戸ごとに住宅の性能等が異なる場合、最も高い補助額とします。

*5 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、補助金の申請予定、省エネ性能等、床面積によらずすべての住戸です。

*6 2022年6月30日までに工事請負契約又は不動産売買契約を締結したものに限る。

<< リフォームの対象要件 >>

補助事業

対象要件

(C)リフォーム(戸別)

(D)リフォーム(一括)

以下の①～⑧に該当するリフォーム工事等

ただし、④～⑧については、①～③のいずれかと同時に行う場合のみ補助の対象

また、申請する補助額の合計が5万円以上のものに限る

①開口部の断熱改修

ガラス交換

内窓設置

外窓交換

ドア交換

開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事

※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

部位ごとに、対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事

※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。

③エコ住宅設備の設置

太陽熱利用システム

高断熱浴槽

高効率給湯機

節水型トイレ

節湯水栓

補助対象製品を設置・交換する工事

※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。

④子育て対応改修

家事負担軽減に資する設備の設置

ビルトイン食器洗機

掃除しやすいレンジフード

ビルトイン自動調理対応コンロ

浴室乾燥機

宅配ボックス

1箇所／1住戸*

補助対象製品を設置・交換する工事

※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。

防犯性の向上に資する開口部の改修

外窓交換

ドア交換

開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事

※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。

生活騒音への配慮に資する開口部の改修

ガラス交換

内窓設置

外窓交換

ドア交換

開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事

※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。

キッチンセットの交換を伴う対面化改修

1箇所／1住戸

基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事

※基準は本事業のホームページで確認できます。

⑤耐震改修

旧耐震基準により建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させる工事

⑥バリアフリー改修

手すりの設置

段差解消

廊下幅等の拡張

ホームエレベーターの新設

衝撃緩和畳の設置

1箇所／1住戸

便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事

便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)

介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事

戸建て住宅又は共同住宅の専有部分に新設する工事(交換は除く。)

衝撃緩和畳を新設又は入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る。)

⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

補助対象製品を設置・交換する工事

※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。

⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの

* リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、設置するボックス数(20を上限とする)になります。

1-7 補助額

本事業の申請タイプごとの補助額は下表のとおりとします。
詳細については、各申請タイプのマニュアルを参照してください。

補助事業	補助額
(A)注文住宅の新築	住宅の省エネ性能等に応じて60万円から100万円
(B)新築分譲住宅の購入	
(C)リフォーム(戸別)	実施する補助対象工事及び発注者の属性等に応じて5万円から60万円
(D)リフォーム(一括)	実施する補助対象工事に応じて1棟(建物)につき5万円から「30万円×総戸数」が上限

1-8 補助金の交付と還元

交付申請を行ったこどもみらい住宅事業者に交付された補助金は、こどもみらい住宅事業者から共同事業者
に以下①②のいずれかの方法により還元します。還元方法については、本事業の『こどもみらい住宅支援
事業補助金 共同事業実施規約(以下、「共同事業実施規約」という。))』により、両者で交付申請の前に予め
確認してください。なお、**還元方法は原則①とします。**

- ① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

【補 足】

□ 交付される補助金の会計処理について

本補助金は、受益者はあくまでも補助対象者である新築住宅の建築主・購入者、又はリフォーム工事の発注者です。
住宅事業者にとって、交付される補助金は、補助対象者が支払うべき住宅代金(売上)の一部です。
よって、還元方法①②によらず、住宅事業者の会計において「預り金」として扱われることが一般的です。
詳しくは、税理士及び最寄りの税務署にご確認ください。

□ 還元方法②の選択について

以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。
ただし、完了報告時に補助対象者が本補助金の要件を満たせない場合、事務局は住宅事業者に補助金の返還を求めるため、住宅事業者は補助対象者から回収することとなります。

≪還元方法②が選択可能な事情例≫

■補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済みであり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合

■ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する等)

■再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(補助対象者)と契約者が一致しない場合

1-9 事業スケジュール

契約期間：2021年11月26日～遅くとも2023年3月31日^{*1}

着工期間：こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降

交付申請期間：2022年3月28日～遅くとも2023年3月31日^{*1}

(交付申請の予約：2022年3月28日～遅くとも2023年2月28日^{*1})

≪(A)注文住宅の新築 / (B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫

完了報告期間：補助対象である建物に応じた下表の期限

■戸建住宅 / 交付決定～2023年10月31日

■共同住宅等で階数^{*2}が10以下 / 交付決定～2024年7月15日

■共同住宅等で階数^{*2}が11以上 / 交付決定～2025年5月31日

*1 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

*2 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

1-10 補助の対象外

a) 本補助金における重複申請の禁止

以下に該当する場合、本補助金を重複して申請することはできません。

- 1つの住宅について「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅の建築主又は購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。
- 1つの住宅について「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅の建築主又は購入者は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム(一括を含む)」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム(戸別)」の補助金の補助上限の引き上げを受けることはできません。
- 「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」及び「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

b) 本補助金の交付申請を制限される者

以下に該当する法人及び個人は、原則として本補助金の交付申請を行うことができません。

- 過去3カ年度内に国土交通省住宅局が所管する他の補助金事業において交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められたことがある者
- 法人においては、暴力団^{*1}又は役員等（実質的に経営に関与する者）が暴力団員^{*1}である、個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団及び暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

1-11 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的には以下a)b)のとおりとします。

a) 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

b) リフォームについて

住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。

<< 代表的な補助制度との併用の取り扱い >>

補助制度	併用可否	
	注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入	リフォーム
すまい給付金	○	－
住まいの復興給付金	○	－
外構部の木質化対策支援事業	○	△1
住宅ローン減税等の税制優遇	○	○
被災者生活再建支援制度	○	○
解体工事への補助	○	－
LCCM 住宅整備推進事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×	△1
市街地再開発事業への補助	×	△1
サステナブル建築物等先導事業	×	△1
地域型住宅グリーン化事業	×	△2
住宅・建築物安全ストック形成事業	－	△1
次世代省エネ建材支援事業	－	△1
既存住宅の断熱リフォーム支援事業	－	△1
介護保険制度	－	△1
災害救助法に基づく住宅の応急修理制度	－	△1
長期優良住宅化リフォーム推進事業	－	△2
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	－	△2
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	－	△2

※ △1：工事請負契約が別である場合は併用可。
 △2：工事請負契約が別、かつ工期が別である場合は併用可。

1－12 事業予算

5 4 2 億円 (令和3年度補正予算)
 6 0 0 億円 (令和4年度予備費等)

第2章

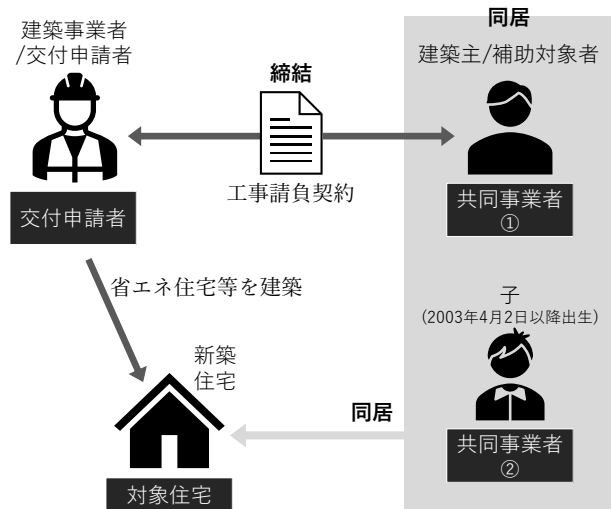
補助対象の詳細

2-1 事業イメージ

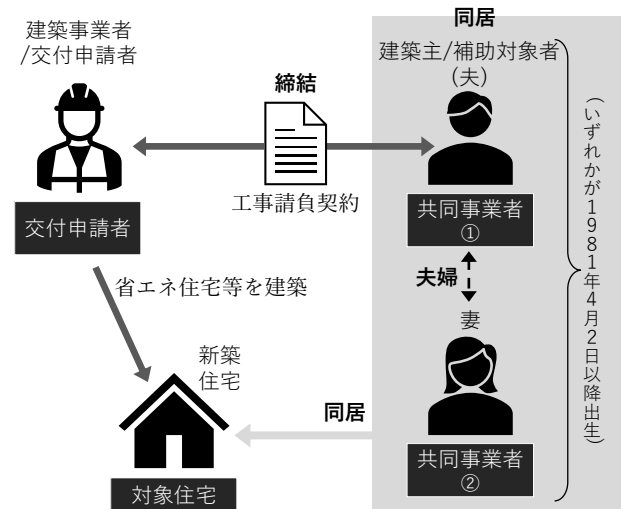
本事業は、新築住宅の建築事業者(こどもみらい住宅事業者であり交付申請者)が、新築住宅を建築する子育て世帯又は若者夫婦世帯(共同事業者)の委託を受けて補助金の申請及び交付を受けるものです。

「子育て世帯」と「若者夫婦世帯」における事業のイメージは以下のとおりです。

《子育て世帯が申請するイメージ》



《若者夫婦世帯が申請するイメージ》



【補 足】

□ 世帯について

本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居については、原則として、住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。(交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。)

□ 子育て世帯について

建築主と子が親子である場合に限りません。子供と同居し、子育てを行う祖父母等が住宅を取得する場合も対象になります。ただし、子も共同事業実施規約に同意の上、共同で申請を行う必要があります。

□ 若者夫婦世帯について

建築主が、若者夫婦のいずれかに該当する場合に限りません。若者夫婦と同居し、共同で生活する若者夫婦の親等が住宅を取得する場合も対象になります。ただし、若者夫婦も共同事業実施規約に同意の上、共同で申請を行う必要があります。

□ 事実婚の取り扱いについて

いわゆる事実婚については、交付申請時に住民票においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。(一般的には、続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」と記載されます。)(交付申請時に同居及び事実婚であることが確認できない場合、対象になりません。)

【補 足】※続き

- ☐ 単身赴任等について
- 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
よって、原則、同居していない家族や親族を世帯に含めて、補助金の交付申請を行うことはできません。
ただし、単身赴任等やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります。

2-2 対象となる方

以下の①～②を満たす方が対象になります。

① 子育て世帯又は若者夫婦世帯のいずれかである

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票(世帯票)の写し	(予約時) 交付申請時	世帯内に子(生年月日が2003年4月2日以降)、もしくは若者夫婦(夫婦のうちいずれかの生年月日が1981年4月2日以降)が含まれること	P32

② こどもみらい住宅事業者^{*1}と工事請負契約^{*2}を締結して住宅を新築する方

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書	(予約時) 交付申請時	発注者が建築主、請負者がこどもみらい住宅事業者であること	P28～29

【補 足】

- ☐ 連名による対象住宅の建築について
- 対象住宅の建築工事の発注を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住する者を代表者(共同事業者【乙】)として交付申請を行うことができます。
- ☐ 分離発注による注文住宅の新築について
- 複数の事業者により工事を分割して発注し、住宅を建築する(いわゆる分離発注)場合、住宅の構造耐力上主要な部分^{*3}の工事を行う建築事業者のいずれかが代表事業者として、他の事業者を取りまとめて交付申請等の手続きを行う場合に限り、補助対象となります。
- なお、代表事業者は、こどもみらい住宅事業者として事務局に登録を行う必要があります。
- また、住宅の建築着工は、代表事業者のこどもみらい住宅事業者登録以降に行ってください。
- ※原則、住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任任意保険に加入する幹事会社を代表事業者としてください。
代表事業者が住宅の構造耐力上主要な部分の工事を行う建築事業者ではない等、必要に応じて他の事業者の契約等を確認する場合があります。
- ☐ 工事請負契約の電子契約について
- 本事業において提出される工事請負契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP29をご確認ください。

* 1 こどもみらい住宅事業者とは、新築住宅の建築事業者で、建築主に代わり交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を建築主に還元する者として、予め本事業に登録をした住宅事業者です。

* 2 「建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)」第19条に定める工事請負契約をいいます。本事業では、工事請負契約を締結しない建築工事は補助対象になりません。

* 3 構造耐力上主要な部分とは基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。
(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第五条)

2-3 対象となる新築住宅・補助額

以下の①～⑥を満たす住宅が対象になります。

① 所有者(建築主)自らが居住^{*1}する

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票の写し	完了報告時	氏名が建築主であること、 住所が新築する住宅の所在地と一致すること	P25

【補 足】

- ☐ 共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について
以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票の写し(世帯票等)の提出を求めます。
 - ・交付申請時、建築主と子又は配偶者の同居が確認できない場合
 - ・建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

② 土砂災害防止法^{*2}に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書	交付申請時	住宅の着工時点で 住宅の全部又は一部が土砂災害特別警戒区域内に含まれないこと	P31

【補 足】

- ☐ 一部が土砂災害特別警戒区域にかかる場合について
 - ・建物(共同住宅等を含む)の一部が土砂災害特別警戒区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。
 - ・土地(敷地)の一部が土砂災害特別警戒区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。



③ 未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
建築基準法に基づく確認済証	(予約時) 交付申請時	工事種別が「新築」であること	P30

【補 足】

- ☐ 確認申請が不要な地域について
交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」を提出してください。
完了報告時は、検査済証の代わりに、「不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出してください。
- ☐ 確認済証における「増築」「改築」について
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。その場合は建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。(別途住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

*1 「居住する」とは住民基本台帳に登録された住所を居住地とし、完了報告時点で対象住宅を居住地としていることをいいます。

*2 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

④ 住戸の床面積^{*1}が50㎡以上である
以下①②いずれかの書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
＜戸建住宅の場合＞ ①建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上であること	P25
＜共同住宅等の場合＞ ②不動産登記における建物の登記事項証明書 ・ 謄本（所有権保存登記されているもの）	完了報告時	原則として、表題部、専有部分の建物の表示の床面積が50㎡以上であること（併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上であること）	P25

【補 足】

☐ 確認申請が不要な地域について

検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

☐ 不動産登記における建物の登記事項証明書について

二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、
図面等の提出を求める場合があります。

⑤ 対象住宅証明書等により、以下 a)～ c)の省エネ性能等を有する住宅であることが確認できる
補助額は補助対象となる省エネ性能等により異なります。

a) ZEH住宅 (ZEH、ZEH-M、ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEH Ready、ZEH-M Ready、Nearly ZEH、Nearly ZEH-M)

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅^{*2}を補助対象とします。
具体的には以下㊦㊩のいずれかが対象となります。

対象住宅証明書の書類	基準	1戸あたりの補助額
㊦BELS評価書 ^{*2*3}	ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示	100万円
㊩設計住宅性能評価書 ^{*3*4} 又は 建設住宅性能評価書 ^{*3*4}	断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6 に適合しているもの	

b) 高い省エネ性能等を有する住宅

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅を補助対象とします。
以下㊮～㊴のいずれかが対象となります。

対象住宅証明書の書類	1戸あたりの補助額
㊮長期優良住宅建築等計画認定通知書 ^{*5}	80万円
㊲低炭素建築物新築等計画認定通知書 ^{*6}	
㊴性能向上計画認定通知書 ^{*6}	

* 1 「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定。
なお、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスは除き、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めます。

* 2 BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、a)の対象とはなりません。

* 3 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です。

* 4 2022年4月1日以降取得可能となるものです。

* 5 交付申請の予約時には「技術的審査適合証」又は「長期使用構造等である旨の確認書」もしくは「長期使用構造等である旨が記載された設計住宅性能評価書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。

* 6 交付申請の予約時には「技術的審査適合証」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。

14

c) 一定の省エネ性能を有する住宅 ※2022年6月30日までに工事請負契約を締結したものに限る※

住宅の品質確保の促進等に関する法律^{*1}に基づく日本住宅性能表示基準^{*2}で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅^{*3}を補助対象とします。

以下㉗～㉙のいずれかが対象となります。

対象住宅証明書の書類		基準	1戸あたりの補助額
㉗こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 ^{*4}			60万円
㉘省エネ基準への適合性に関する説明書 ^{*5}		建物エネルギー消費性能基準への適合性について「適合」が表記されたもの	
㉙設計住宅性能評価書 ^{*4} 又は建設住宅性能評価書 ^{*4}		断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4に適合しているもの	
㉚BELS評価書 ^{*4}		一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの	
㉛フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) ^{*4} 又はフラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面) ^{*4}		金利Bプランの省エネルギー性にチェックがあること ^{*6}	

⑥ 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる

交付申請は補助額以上の工事の出来高が確認できる時点とし、建築士が次のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

- a) 基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了
- b) 建築工事の契約金額(税込) × 出来高(〇%) ≧ 住戸あたりの補助額^{*7} × 総戸数^{*8}

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書	交付申請時	基礎工事の完了 もしくは 建築工事の契約金額(税込) × 出来高(〇%) ≧ 住戸あたりの補助額 × 総戸数を満たすこと	P31

【補 足】

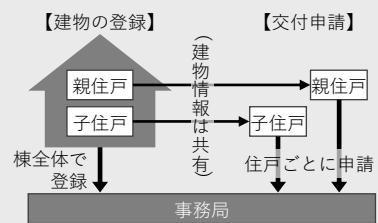
□ 二世帯住宅における一定以上の出来高の工事完了の考え方

一定以上の出来高の工事完了は、建物の建築工事における進捗を要件としています。よって、複数の住戸を有するいわゆる二世帯住宅では、建物全体の工事の出来高が、すべての住戸で交付申請した場合の交付申請額を超えることを確認します。

《二世帯住宅における工事出来高の確認》

補助事業ポータルにおいて、二世帯住宅の交付申請を行う場合、予め建物の情報を登録し、各住戸の交付申請の作成時は当該建物情報を参照します。建物情報において、一定以上の出来高が確認できない場合、当該建物のすべての住戸の交付申請の手続きを進めることはできません。

《二世帯住宅の交付申請イメージ》



*1 平成11年法律第81号。以下「品確法」という。

*2 平成13年国土交通省告示第1346号。

*3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

*4 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です。

*5 建築物省エネ法で、建築士が300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について、同法第27条第1項で、交付して説明することが建築士に義務付けられている書面です。300㎡以上の建築物については、同法施行規則第13条の2第1項に規定する当該評価の結果を提出できます。

*6 金利Aプランの場合、一次エネルギー消費量等級5以上を技術基準としており、「断熱等性能等級4」への適合が確認できないため、本補助金の申請には利用できません。

*7 ⑤の住宅の省エネ性能等に応じた補助額です。共同住宅等で住戸ごとに住宅の性能等が異なる場合、最も高い補助額とします。

*8 戸建では1住戸です。共同住宅等は、補助金の申請予定、省エネ性能等、床面積によらずすべての住戸です。

2-4 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が対象となります。

	対象期間
工事請負契約	2021年11月26日 ～ 建築着工 まで
建築着工	こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降
基礎工事の完了(工事の出来高)	建築着工 ～ 交付申請 まで(遅くとも2023年3月31日)

注) 交付申請期限は予算の執行状況により前倒しとなる可能性があります。

【補 足】

- ☐ **変更契約について**
本事業における工事請負契約日は最初の工事請負契約(原契約)の契約日をいいます。
変更契約の締結日が補助対象期間に該当しても、補助対象にはなりません。
- ☐ **完了報告について**
本補助金は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の手続き期限は以下です。
 - 戸建住宅 : 交付決定 ～ 2023年10月31日
 - 共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定 ～ 2024年7月15日
 - 共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定 ～ 2025年5月31日

2-5 その他

① 本補助金の重複について

- 1つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。
- 1つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム」の補助金の補助上限の引き上げを受けることはできません。
- 「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「新築分譲住宅の購入」や「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

② 財産処分の制限について

本補助金の交付を受けた建築主は、補助金の交付を受けて取得した住宅について、こどもみらい住宅事業者に補助金の振込み後、10年間は国又は事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊すことができません。(住宅として販売、譲渡又は貸付等を行う場合を除きます。)

③ 経理書類の保管

こどもみらい住宅事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

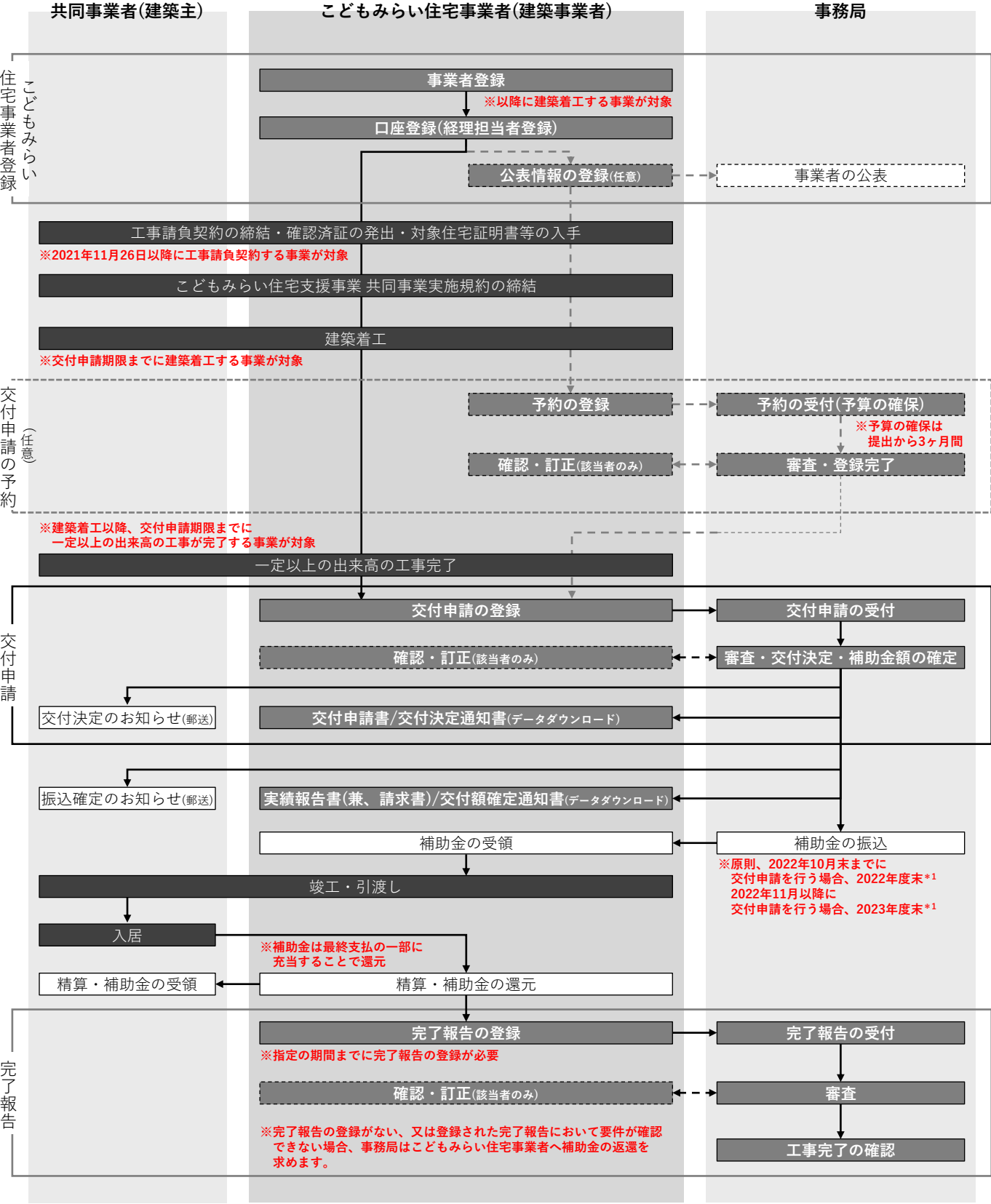
第3章

申請方法

本補助金のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。
本マニュアルでは、交付申請の予約及び交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。
完了報告については、交付決定を受けた者に対し別途マニュアルを公開(時期未定)する予定です。

[例：2022年10月末までに交付申請を行い、2022年度以降に工事が完了し、完了報告を行う場合]

摘要： 対象住宅 ポータル内 ポータル外



*1 工事が完了し、これらの年度末以前に完了報告の提出を行う場合、当該完了報告の審査完了後に振込を行います。

3-1 補助事業ポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、新築住宅の建築事業者が、事務局が提供するWEBシステム『補助事業ポータル』上で行います。
建築主の方が、自身で申請手続きを行うことはできません。

3-2 アカウントについて

ポータルの利用にあたっては、本事業のホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。
以下 a)～c) の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

a) アカウントの種類

補助事業ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。
なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得、利用してください。
(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります。)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ
統括アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得、利用してください。 (1事業者、1アカウントのみ)
担当者アカウント	消費者と契約し、交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。 (アカウント数に制限はありません。)

b) 各アカウントの種類

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。
(開発中のため、今後変更があることがあります。予めご了承ください。)

機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	登録可	登録申請書(押印)、印鑑証明等が必要	×	－
公表情報	登録可	公表を希望する場合	×	－
交付申請 (予約を含む) 完了報告	アカウントの連携が必要			
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可	複数登録可
補助金振込口座	登録可	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択可
入金管理	すべての 交付申請	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身の 交付申請のみ	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付

c) アカウントの連携

担当者アカウントから交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。
アカウント連携は、統括アカウントに発行される「登録事業者番号」と「連携用パスコード」を担当者アカウントがポータル上で入力することで完了します。
パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。

3-3 共同事業実施規約の締結

本事業は対象住宅の建築主(補助対象者)への補助金の還元を前提として、こどもみらい住宅事業者である建築事業者(交付申請者)が、交付申請等の手続き及び補助金の受取りを代表して行います。

事務局指定「こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)」は、本事業の利用にあたり両者間で予め確認すべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

《共同事業実施規約のイメージ》

(1枚目)

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)

こどもみらい住宅支援事業補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(「こどもみらい住宅事業者」として登録を受ける住宅事業者)並びに乙(本補助金の補助事業に係る工事請負契約または不動産売買契約(以下、「契約」という。)を甲と締結する消費者)及び丙(本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子または配偶者等)は、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)を互いに確認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条(要件等の確認)

甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル等(以下、「マニュアル等」という。)をよく参照し、本事業の交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手方に通知する義務を負う。

2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、申請にあたり、本規約及びマニュアル等に定められたすべき義務等について説明を受け、履行することについて責任を負う。

3 甲及び乙は、以下の(イ)及び(ロ)のいずれか一方について、説明を受ける。

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)について、国費が充てられる補助金との併用は行わないこと。

(ロ) 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、こどもみらい住宅支援事業事務局(以下、「事務局」という。)の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、割譲し、または取壊ししてはならないこと(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除く。)

(ハ) 甲並びに乙及び丙が事務局に提出した個人情報、以下の情報により甲または乙が利用される場合があること

① 事務局が甲から本補助金の交付を受けた年度の終了から5年間保存されること

② 本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び同他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供される場合があること

③ 当該個人情報に添付された付帯統計的に処理したデータが公表される場合があること

④ 本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること

⑤ 甲及び乙が、(イ)に違反する事実がある場合に当該他の補助事業の事業主(以下、「他事業主」という。)に提供すること、または(イ)に違反する疑いがある場合に、事実の確認、調査のために国庫補助事業主となる他の補助事業の事業主に提供し、確認作業を他事業主の提供先と共同して実施すること

第2条(中古)

(イ) 甲及び乙は、(イ)及び(ロ)に該当しないことを互いに確認する。甲及び乙は、(イ)及び(ロ)に該当しないことを互いに確認する。

(イ) 最近3か年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者

(ロ) 暴力団または暴力団員である、また暴力団または暴力団員と関係がある者

2 乙は、以下の(イ)及び(ロ)の条件を満たすことを甲に申告する。

(イ) 本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと

(ロ) 乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと(本住宅とは別の住宅における、自ら居住することを含む)を条件としないリフォームに係る交付申請を除く。

第3条(交付申請等)

甲及び乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び完了報告等、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同で行わなければならない。諸手続きについては、甲が甲並びに乙及び丙を代表して行うものとし、乙及び丙は、甲の行う手続きに協力するものとする。

2 本補助金の交付後であっても、乙及び丙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

(2枚目)

こどもみらい住宅支援事業補助金(様式3)

第4条(補助金の支払と返還)

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行った後、以下の(イ)または(ロ)のいずれか早い時期に甲に交付される。

(イ) 令和4年度末日

(ロ) 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、事務局が指定する支払日

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により乙に還元する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、②については本補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る)に充当する方法

② 現金で支払う方法

甲及び乙は、本規約を2通作成し、それぞれ1通ずつ保存する。なお、作成にあたっては、本補助金の交付申請に係る契約と同じ者(必ずしも代表者である必要はありません。)が記名および押印し、乙は自筆による署名の場合、押印は任意とする。

作成日: 令和4年4月1日

【甲】建築事業者または販売事業者	【乙】建築主または購入者
住所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2015番1号	住所 〒200-×××× 東京都渋谷区〇〇町9-5-0
事業主名 株式会社こどもみらい住宅	氏名 注文 太郎
代表者氏名* 住宅 支援	氏名 注文 花子

*代表者氏名は、請負契約、もしくは、売買契約の締結者と同一人物が記名および押印すること。

【丙1】※1※2 *乙が記名

住所 ☒ 乙と同居 ☐ 乙と非同居(住宅の完備状況)

氏名 注文 花子

【丙2】※1※2 *乙が記名

住所 ☐ 乙と同居 ☐ 乙と非同居(住宅の完備状況)

氏名

※1(若者夫婦世帯として申請する場合)

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同席する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※2(子育て世帯として申請する場合)

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

※本事業のホームページよりダウンロードできます。リフォーム用と様式が異なりますので、ご注意ください。

※書類の作成方法については、P27参照

【補 足】

□ 世帯と共同事業実施規約の締結について

共同事業実施規約における乙と丙①②は、共同事業者の世帯により以下に例示するとおりです。なお、建築主が若者夫婦のいずれかに該当しない若者夫婦世帯(例「ほ」及び「へ」等)については、交付申請時に加えて完了報告時に、共同で申請する全員の住民票の提出を求め、同居を確認します。

《子育て世帯の例》

例	乙 【建築主】	丙①	丙②
い	子の父(母)		
ろ	子の祖父(祖母)	子	(不要)
は	子の兄弟(姉妹)		

《若者夫婦世帯の例》

例	乙 【建築主】	丙①	丙②
に	若者夫婦である夫(妻)	若者夫婦である妻(夫)	(不要)
ほ	若者夫婦の父(母)	若者夫婦である夫(妻)	若者夫婦である妻(夫)
へ	若者夫婦の兄弟姉妹		

3-4 交付申請の予約 ※任意※

新築住宅の建築工事に着手し、補助金の交付が見込まれる場合、交付申請の予約を行うことができます。交付申請の予約を行った場合、予約の有効期限内については、予算※が確保されます。交付申請の予約は必要書類が揃い次第行うことができます。なお、交付申請の予約は任意の手続きで、予約を省略して交付申請を行うこともできます。 ※事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(予約時に申告した補助金額を下回ることがあります。)

① 交付申請の予約期間

2022年3月28日 ～ 遅くとも2023年2月28日

- ※ 予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、同日までとなります。
- ※ 交付申請の予約は、補助事業ポータル上で行います。
登録にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

② 交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名	参照ページ
こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	P27
工事請負契約書	P28～29
建築基準法に基づく確認済証	P30
建築主の本人と家族構成の確認ができる住民票(世帯票)の写し等	P32
住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等(発行受付書でも可)	P33～37

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

③ 予約の有効期限

交付申請の予約は、以下 a) ～ c) のうち、**もっとも早い日付まで有効**です。有効期限を超過した予約は、通知なく失効します。

- a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後
(例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します。)
- b) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日
- c) 2023年3月31日

※ 有効期限を超過した予約であっても、予約期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。また、交付申請期間内であれば、交付申請を行うことができます。ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

④ 注意事項

- 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能等、共同事業者(同居する子や配偶者含む)、工事の内容等が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(交付申請期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。)

3-5 一定以上の出来高の工事完了

本事業は、一定以上の出来高の工事完了(以下、「出来高の工事完了」という。)後に交付申請を行うことができます。出来高の工事完了は、**資格を有する建築士**が現地を確認して、事務局の指定様式「工事出来高確認書」を作成し、提出を行います。

① 出来高の工事完了

本事業において、出来高の工事完了とは、以下 a)) 又は b)) のいずれかをいいます。

a) 基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了
b) 省エネ性能等※1に応じた住戸あたりの補助額に総戸数※2を乗じた金額以上の出来高の工事完了 建築主との建築工事の契約金額(税込)× 出来高(%) ≧ 住戸あたりの補助額※1 × 総戸数※2

※1 住宅の省エネ性能等に応じた補助額です。共同住宅等で住戸ごとに住宅の性能等が異なる場合、最も高い補助額とします。
※2 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、補助金の申請予定、省エネ性能等、床面積によらずすべての住戸です。

② 工事出来高確認書

工事出来高の確認は、以下の手順で行ってください。

手順1： 建築士自身が現地で工事の進捗を確認

手順2： 一定の出来高以上の工事完了が確認できる写真(以下、「出来高工事写真」という。)を撮影

手順3： 出来高工事写真を添付して、工事出来高確認書を作成

※指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。
※書類の作成方法については、P31参照

《工事出来高確認書のイメージ》



【補 足】

□ 出来高工事写真の撮影について

出来高工事写真の撮影にあたっては、異なる角度から少なくとも2枚以上の写真を撮影してください。
撮影にあたっては、「確認した日付」と「工事場所又は邸名」を記載した工事写真用看板※を設置してください。

※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するアプリケーションを使用し、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。

□ 住宅の土砂災害特別区域外の立地確認について

建築士が、自治体が公表するハザードマップ又は建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□ 工事の出来高に含められない費用について

工事請負契約書に含まれる費用であっても、以下に例示するような費用は工事の出来高に含まれません。

- 住宅の建設にあたらなない工事の費用(地盤改良、古家の除却、外溝工事 等)
- 住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造 等)

□ 二世帯住宅(共同住宅等)の出来高の工事完了について

いわゆる二世帯住宅においてb)で工事の出来高を確認する場合、以下ようになります。

※b)における例

- ・二世帯住宅1棟の建設費：8千万円
- ・総戸数：2戸
- ・住戸あたり補助額：100万円 の場合



出来高が**200万円以上**で補助額以上の工事完了とみなす
※パーセンテージで2.5%以上
(出来高≧(100万円×2戸)÷8千万円)

3-6 交付申請

新築住宅の建築工事に着手し、出来高の工事完了を確認した補助事業は、交付申請を行うことができます。

① 交付申請の期間

2022年3月28日 ～ 遅くとも2023年3月31日

- ※ 交付申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。
- ※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、補助額から減じて補助金を支払う場合があります。
- ※ 交付申請は、補助事業ポータル上で行います。
登録にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

【補 足】

- ☐ **予約後の交付申請**
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。
- ☐ **予約後の交付申請額**
交付申請の予約を行っている場合、交付申請において予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。

② 交付申請の必要書類

交付申請時には、以下のすべての書類を提出します。
ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に既に提出した書類の再提出は不要です。

書類名	参照ページ
こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	P27
工事請負契約書	P28～29
建築基準法に基づく確認済証	P30
こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む)	P31
建築主の本人と家族構成の確認ができる住民票(世帯票)の写し等	P32
住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	P33～37

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

③ 注意事項

- 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請から完了報告までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能等、共同事業者(同居する子や配偶者含む)等が変更になる場合、当該交付申請は無効となる場合があります。

3-9 完了報告

完了報告期限までに補助事業を終了し、完了報告の手続きを行ってください。

① 完了報告の期間

- 戸建住宅
- 共同住宅等で階数が10以下
- 共同住宅等で階数が11以上
- 交付決定～2023年10月31日
- 交付決定～2024年7月15日
- 交付決定～2025年5月31日

② 完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名
建築基準法に基づく検査済証
住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)
(共同住宅のみ)不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

③ 完了報告方法

補助事業ポータル上にて手続きを行ってください。

【補 足】

- ☐ 完了報告の未提出
- 完了報告の提出がない場合、事務局はこどもみらい住宅事業者である建築事業者に補助金の返還を求めます。

3-10 書類の保管

交付申請者である建築事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。)

順番	書類名		
1	様式 2	交付申請書	※手続きの進捗に応じて 補助事業ポータルから ダウンロードできます。
2	様式 5	交付決定通知書*1	
3	様式 6	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式 7	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の提出書類	共同事業実施規約	
6		工事請負契約書	
7		建築基準法に基づく確認済証	
8		工事出来高確認書	
9		共同事業者の同居が確認できる住民票	
10		住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	
11		その他、交付申請時に提出を求められた書類	
12	完了報告の提出書類	建築基準法に基づく検査済証	
13		共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票	
14		その他、完了報告時に提出を求められた書類	

*1 本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。)

こどもみらい
住宅支援事業

補助事業：A 注文住宅の新築

第4章

添付書類の詳細

以下の書類は補助事業ポータルにアップロードしてください。

	提出			書類名	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ			
A	●	-	●	こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	カラー	P27
B	●	-	●	工事請負契約書	カラー	P28～29
C	●	-	●	建築基準法に基づく確認済証	白黒可	P30
D	-	●	●	こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む)	カラー	P31
E	●	-	●	建築主の本人と家族構成の確認ができる住民票(世帯票)の写し等	白黒可	P32
F	●	-	●	住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	白黒可	P33～37

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。
※次頁以降に記載の**指定書式**は事務局指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

- 【補 足】
- ☐ アップロードするファイルについての注意事項

■1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください。)

■ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。

■天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)

■文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)

■添付タイプごとに保存してください。(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのPDFで保存することは不可)

カラー

- 工事請負契約の原契約であること(変更契約は不可)
- 工事請負契約の締結日の記載があり、2021年11月26日以降であること
- 工事場所の記載があり、新築する住宅の所在地と一致すること
- 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印無しでも可)
- 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
- 以下の項目が確認できること
 - ・新築工事の内容であること
 - ・工事代金

- 請負日(=契約締結日)
- 工事場所(=新築する住宅の所在地と一致)
- 注文者(建築主)の氏名
- 請負者(建築事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- 注文書に記載された工事の請書であることが分かる記述
(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

【補 足】

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる注文住宅の新築について、提出される工事請負契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。

ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。

特に以下の事項にご注意ください。

■契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(アプリケーション上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可)

■契約者の署名又は押印が契約書上で確認できない場合、アプリケーション上の締結証明画面や管理画面等を求めます。

□ 分離発注について

複数の事業者により工事を分割して発注し、住宅を建築する(いわゆる分離発注)場合は代表事業者と建築主が締結した工事請負契約書を提出してください。

※代表事業者はこどもみらい住宅事業者として登録している必要があります。

※原則、住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任任意保険に加入する幹事会社を代表事業者としてください。

なお、必要に応じて他の事業者の契約等を確認する場合があります。

カラー

白黒可

- 世帯内に建築主(共同事業者【乙】)の「氏名」があること
- 世帯内に「生年月日」が2003年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1981年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること
- 2021年11月26日以降に発行されたものであること

す。

○○ ○○



□ **交付申請時の同居について**
交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。
ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。
なお、交付申請時点で同居していない場合でも、共同で申請する子や若者夫婦の住民票についても提出が必要になります。

F 予約時 予約後 交付申請のみ 住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等

白黒可

以下⑦～⑨(次ページ以降も含む)のいずれかの書類を提出

【補 足】

- ⑦、①、②、③～⑨の証明書について
予約時において各証明書の発行依頼を行っている場合、
本事業用の「省エネ性能等を証明する書類 発行受付書」の発行が受けられる場合、
交付申請の予約を行うことができます。(引受許諾書等は不可)
ただし、交付申請時に証明書の提出も必要です。
なお、評価機関等によっては、本事業用の発行受付書の発行を行っていないことがあります。
予め評価機関等にご確認ください。
- 証明書の入手にはそれぞれ手数料が必要です。
(手数料は、各機関等にお問い合わせください)
- 共同住宅等において、対象住宅を含む住棟全体で
評価された住宅の対象住宅証明書等でも、要件を満たす場合有効となります。
- 申請に必要な証明書類は、補助金の交付を約束するものではありません。
(他の要件を満たさない場合、交付申請期限に間に合わない場合等)

《各証明書の発行受付書》

登録住宅性能評価機関等



a) ZEH住宅 (ZEH、ZEH-M、ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEH Ready、ZEH-M Ready、Nearly ZEH、Nearly ZEH-M)

⑦ BELS評価書(ZEHマーク / ZEH-Mマークが表示)

登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- BELS登録機関が発行した証明書であること
- 「特記事項」に以下いずれかの記載がされていること
「ZEH」「ZEH-M」「ZEH Oriented」「ZEH-M Oriented」
「ZEH Ready」「ZEH-M Ready」「Nearly ZEH」「Nearly ZEH-M」
- 「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 「用途」が一戸建ての住宅又は共同住宅等であること
- 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住戸」「住棟」であること
「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること



※この部分の記載が「住戸」「住棟」となっていること
(「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること)

【補 足】

- 「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)はa)の対象となりません。

① 設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6)

《設計住宅性能評価書》

登録住宅性能評価機関



《建設住宅性能評価書》

登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- 「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の
「断熱等性能等級」が5である、
かつ「一次エネルギー消費量等級」が6であること

性能・等級		一次エネルギー消費量等級			
		1以下	4	5	6
断熱等性能等級	3以下	対象外			
	4				
	5	一定の省エネ性能を有する住宅			
					ZEH住宅

【補 足】

- 2022年4月1日以降に取得可能となる書類です。

※次ページへ続く

㊦ 低炭素建築物新築等計画認定通知書（予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可）

《認定通知書》

《技術的審査適合証》

所管行政庁

登録住宅性能評価機関

様式第六（附第三十三条関係）（日本建築規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 年 月 日
認定年月日 年 月 日
(印) 機 関 名 年 月 日
機 関 名 年 月 日
機 関 名 年 月 日

所 管 行 政 庁 用

都市の低炭素化の促進に関する法律第34条第1項の規定により申請があった低炭素建築物新築等計画について、同法第34条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(印) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において申請する登録建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第1号）第18条第3項の規定により所管行政庁の確認書類の交付を受けた場合に入ります。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

図解者の氏名又は名称 商 標

[機 関 名 (印)]

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第34条第1項の規定に基づき、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 □市街化区域 □市街化区域等
4. 建築物の用途 □戸建住宅 □戸建住宅等 □戸建住宅等 □戸建住宅等
5. 申請者の住所 □市街化区域 □市街化区域等 □市街化区域等 □市街化区域等
6. 申請者の住所 □市街化区域 □市街化区域等 □市街化区域等 □市街化区域等
7. 認定に係る建築物の位置
8. 適合することを確認した認定基準
□法第34条第1項第1号関係
□法第34条第1項第2号関係
□法第34条第1項第3号関係
□法第34条第1項第4号関係
□法第34条第1項第5号関係
□法第34条第1項第6号関係
□法第34条第1項第7号関係
□法第34条第1項第8号関係
□法第34条第1項第9号関係
□法第34条第1項第10号関係
□法第34条第1項第11号関係
□法第34条第1項第12号関係
□法第34条第1項第13号関係
□法第34条第1項第14号関係
□法第34条第1項第15号関係
□法第34条第1項第16号関係
□法第34条第1項第17号関係
□法第34条第1項第18号関係
□法第34条第1項第19号関係
□法第34条第1項第20号関係
□法第34条第1項第21号関係
□法第34条第1項第22号関係
□法第34条第1項第23号関係
□法第34条第1項第24号関係
□法第34条第1項第25号関係
□法第34条第1項第26号関係
□法第34条第1項第27号関係
□法第34条第1項第28号関係
□法第34条第1項第29号関係
□法第34条第1項第30号関係
□法第34条第1項第31号関係
□法第34条第1項第32号関係
□法第34条第1項第33号関係
□法第34条第1項第34号関係
□法第34条第1項第35号関係
□法第34条第1項第36号関係
□法第34条第1項第37号関係
□法第34条第1項第38号関係
□法第34条第1項第39号関係
□法第34条第1項第40号関係
□法第34条第1項第41号関係
□法第34条第1項第42号関係
□法第34条第1項第43号関係
□法第34条第1項第44号関係
□法第34条第1項第45号関係
□法第34条第1項第46号関係
□法第34条第1項第47号関係
□法第34条第1項第48号関係
□法第34条第1項第49号関係
□法第34条第1項第50号関係
□法第34条第1項第51号関係
□法第34条第1項第52号関係
□法第34条第1項第53号関係
□法第34条第1項第54号関係
□法第34条第1項第55号関係
□法第34条第1項第56号関係
□法第34条第1項第57号関係
□法第34条第1項第58号関係
□法第34条第1項第59号関係
□法第34条第1項第60号関係
□法第34条第1項第61号関係
□法第34条第1項第62号関係
□法第34条第1項第63号関係
□法第34条第1項第64号関係
□法第34条第1項第65号関係
□法第34条第1項第66号関係
□法第34条第1項第67号関係
□法第34条第1項第68号関係
□法第34条第1項第69号関係
□法第34条第1項第70号関係
□法第34条第1項第71号関係
□法第34条第1項第72号関係
□法第34条第1項第73号関係
□法第34条第1項第74号関係
□法第34条第1項第75号関係
□法第34条第1項第76号関係
□法第34条第1項第77号関係
□法第34条第1項第78号関係
□法第34条第1項第79号関係
□法第34条第1項第80号関係
□法第34条第1項第81号関係
□法第34条第1項第82号関係
□法第34条第1項第83号関係
□法第34条第1項第84号関係
□法第34条第1項第85号関係
□法第34条第1項第86号関係
□法第34条第1項第87号関係
□法第34条第1項第88号関係
□法第34条第1項第89号関係
□法第34条第1項第90号関係
□法第34条第1項第91号関係
□法第34条第1項第92号関係
□法第34条第1項第93号関係
□法第34条第1項第94号関係
□法第34条第1項第95号関係
□法第34条第1項第96号関係
□法第34条第1項第97号関係
□法第34条第1項第98号関係
□法第34条第1項第99号関係
□法第34条第1項第100号関係

技術的審査依頼年月日 年 月 日
認定申請予定日 年 月 日
適合認定年月日 年 月 日
適合認定交付番号 000-0-00-0000-0-0-00000
新 築 住 宅 性 能 評 価 機 関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 《認定通知書》
所管行政庁が発行した証明書であること
《技術的審査適合証》
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- 「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

【補 足】

□ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。

㊧ 性能向上計画認定通知書（予約時：性能向上計画認定に係る技術的審査適合証でも可）

《認定通知書》

《技術的審査適合証》

所管行政庁

登録住宅性能評価機関

様式第三十條（附第三十三条関係）（日本建築規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号 年 月 日
認定年月日 年 月 日
(印) 機 関 名 年 月 日
機 関 名 年 月 日
機 関 名 年 月 日

所 管 行 政 庁 用

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において申請された建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第1号）第18条第3項の規定により所管行政庁の確認書類の交付を受けた場合に入ります。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(印) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において申請する登録建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第1号）第18条第3項の規定により所管行政庁の確認書類の交付を受けた場合に入ります。

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証

図解者の氏名又は名称 商 標

[機 関 名 (印)]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項において申請された建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第1号）第18条第3項の規定により所管行政庁の確認書類の交付を受けた場合に入ります。

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途 □戸建住宅 □戸建住宅等 □戸建住宅等 □戸建住宅等
4. 建築物のエネルギー消費性能 □省エネルギー □省エネルギー □省エネルギー □省エネルギー
5. 申請者の住所 □市街化区域 □市街化区域等 □市街化区域等 □市街化区域等
6. 申請者の住所 □市街化区域 □市街化区域等 □市街化区域等 □市街化区域等
7. 認定に係る建築物の位置
8. 適合することを確認した認定基準
□法第30条第1項第1号関係
□法第30条第1項第2号関係
□法第30条第1項第3号関係
□法第30条第1項第4号関係
□法第30条第1項第5号関係
□法第30条第1項第6号関係
□法第30条第1項第7号関係
□法第30条第1項第8号関係
□法第30条第1項第9号関係
□法第30条第1項第10号関係
□法第30条第1項第11号関係
□法第30条第1項第12号関係
□法第30条第1項第13号関係
□法第30条第1項第14号関係
□法第30条第1項第15号関係
□法第30条第1項第16号関係
□法第30条第1項第17号関係
□法第30条第1項第18号関係
□法第30条第1項第19号関係
□法第30条第1項第20号関係
□法第30条第1項第21号関係
□法第30条第1項第22号関係
□法第30条第1項第23号関係
□法第30条第1項第24号関係
□法第30条第1項第25号関係
□法第30条第1項第26号関係
□法第30条第1項第27号関係
□法第30条第1項第28号関係
□法第30条第1項第29号関係
□法第30条第1項第30号関係
□法第30条第1項第31号関係
□法第30条第1項第32号関係
□法第30条第1項第33号関係
□法第30条第1項第34号関係
□法第30条第1項第35号関係
□法第30条第1項第36号関係
□法第30条第1項第37号関係
□法第30条第1項第38号関係
□法第30条第1項第39号関係
□法第30条第1項第40号関係
□法第30条第1項第41号関係
□法第30条第1項第42号関係
□法第30条第1項第43号関係
□法第30条第1項第44号関係
□法第30条第1項第45号関係
□法第30条第1項第46号関係
□法第30条第1項第47号関係
□法第30条第1項第48号関係
□法第30条第1項第49号関係
□法第30条第1項第50号関係
□法第30条第1項第51号関係
□法第30条第1項第52号関係
□法第30条第1項第53号関係
□法第30条第1項第54号関係
□法第30条第1項第55号関係
□法第30条第1項第56号関係
□法第30条第1項第57号関係
□法第30条第1項第58号関係
□法第30条第1項第59号関係
□法第30条第1項第60号関係
□法第30条第1項第61号関係
□法第30条第1項第62号関係
□法第30条第1項第63号関係
□法第30条第1項第64号関係
□法第30条第1項第65号関係
□法第30条第1項第66号関係
□法第30条第1項第67号関係
□法第30条第1項第68号関係
□法第30条第1項第69号関係
□法第30条第1項第70号関係
□法第30条第1項第71号関係
□法第30条第1項第72号関係
□法第30条第1項第73号関係
□法第30条第1項第74号関係
□法第30条第1項第75号関係
□法第30条第1項第76号関係
□法第30条第1項第77号関係
□法第30条第1項第78号関係
□法第30条第1項第79号関係
□法第30条第1項第80号関係
□法第30条第1項第81号関係
□法第30条第1項第82号関係
□法第30条第1項第83号関係
□法第30条第1項第84号関係
□法第30条第1項第85号関係
□法第30条第1項第86号関係
□法第30条第1項第87号関係
□法第30条第1項第88号関係
□法第30条第1項第89号関係
□法第30条第1項第90号関係
□法第30条第1項第91号関係
□法第30条第1項第92号関係
□法第30条第1項第93号関係
□法第30条第1項第94号関係
□法第30条第1項第95号関係
□法第30条第1項第96号関係
□法第30条第1項第97号関係
□法第30条第1項第98号関係
□法第30条第1項第99号関係
□法第30条第1項第100号関係

技術的審査依頼年月日 年 月 日
認定申請予定日 年 月 日
適合認定年月日 年 月 日
適合認定交付番号 000-0-00-0000-0-0-00000
新 築 住 宅 性 能 評 価 機 関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 《認定通知書》
所管行政庁が発行した証明書であること
《技術的審査適合証》
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- 「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

【補 足】

□ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。

入手 BELS登録機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 「用途」が一戸建ての住宅又は共同住宅等であること
- 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住戸」「住棟」であること
「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること

※この部分の記載が「住戸」「住棟」となっていること
（「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること）

《適合証明書》

《竣工現場検査申請書

・適合証明申請書≫

入手 適合証明機関

[illegible]

入手 適合証明機関

[illegible]

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 適合証明機関が発行した証明書であること
- 「建設の場所(地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること
- ◀適合証明書▶
「フラット35Sを適用する基準【優良な住宅基準】(金利Bプラン)」の「省エネルギー性」にチェックがあること
- ◀竣工現場検査申請書・適合証明申請書▶
「フラット35Sを適用する基準【優良な住宅基準】(金利Bプラン)」の「省エネルギー性」のチェックがあり、「断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上」又は「建築物エネルギー消費性能基準」のいずれかにチェックがあること

【補 足】

☐ 金利Aプランでは申請できません。

《設計検査に関する通知書》

《設計検査申請書》

入手 適合証明機関

[illegible]

入手 適合証明機関

[illegible]

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 適合証明機関が発行した証明書であること
- 「建設の場所(地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 「設計検査に関する通知書」
「連絡事項」に金利Bプランの条件に追加書類の提出等が付されていないこと
- 「設計検査申請書」
「フラット35Sを適用する基準【優良な住宅基準】
(金利Bプラン)」の「省エネルギー性」のチェックがあり、
「断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上」
又は「建築物エネルギー消費性能基準」のいずれかに
チェックがあること

【補 足】

☐ 金利Aプランでは申請できません。

第5章

更新履歴

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2022/03/17	P7	修正	1－9 事業スケジュール (修正前) 交付申請期間 :2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年10月31日 ^{*1} (交付申請の予約:2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年9月30日 ^{*1}) (修正後) 交付申請期間 :2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年10月31日 ^{*1} (交付申請の予約:2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年9月30日 ^{*1})
2	2022/03/17	P21	修正	3－4 交付申請の予約 ※任意※ ①交付申請の予約期間 (修正前) 2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年9月30日 (修正後) 2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年9月30日
3	2022/03/17	P23	修正	3－6 交付申請 ①交付申請の期間 (修正前) 2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年10月31日 (修正後) 2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年10月31日
4	2022/03/28	P22	追加	3－5 一定以上の出来高の工事完了 【補足】 □出来高工事写真の撮影について (追記) ※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。
5	2022/03/28	P31	追加	【補足】 □出来高工事写真の撮影について (追記) ※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。
6	2022/03/28	P33	追加	F 住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等 a) ZEH住宅 (ZEH、ZEH-M、ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEH Ready、ZEH-M Ready、Nearly ZEH、Nearly ZEH-M) ①設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6) 確認事項(以下のすべてを満たすこと) (追記) 性能・等級の表を追加
7	2022/03/28	P36	追加	F 住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等 c) 一定の省エネ性能を有する住宅 (断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4に適合しているもの) ②設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4) 確認事項(以下のすべてを満たすこと) (追記) 性能・等級の表を追加
8	2022/04/28	P4	修正	1－2 事業名称 (修正前) こどもみらい住宅支援事業（令和3年度補正予算） (修正後) こどもみらい住宅支援事業

No	更新日	更新 ページ	更新内容	
9	2022/04/28	P5	追加	1－6 対象となる新築住宅及びリフォーム 一定の省エネ性能を有する住宅*6 (追記) *6 2022年6月30日までに工事請負契約又は不動産売買契約を締結したものに限る。
10	2022/04/28	P7	修正	1－9 事業スケジュール (修正前) 契約期間 :2021年11月26日～遅くとも2022年10月31日*1 着工期間 :こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降 交付申請期間 :2022年3月28日～遅くとも2022年10月31日*1 (交付申請の予約:2022年3月28日～遅くとも2022年9月30日*1) ≪(A)注文住宅の新築/(B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫ 完了報告期間 :補助対象である建物に応じた下表の期限 ■戸建住宅 /交付決定～2023年5月31日 ■共同住宅等で階数*2が10以下/交付決定～2024年2月15日 ■共同住宅等で階数*2が11以上/交付決定～2024年12月31日 (修正後) 契約期間 :2021年11月26日～遅くとも 2023年3月31日 *1 着工期間 :こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降 交付申請期間 :2022年3月28日～遅くとも 2023年3月31日 *1 (交付申請の予約:2022年3月28日～遅くとも 2023年2月28日 *1) ≪(A)注文住宅の新築/(B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫ 完了報告期間 :補助対象である建物に応じた下表の期限 ■戸建住宅 /交付決定～ 2023年10月31日 ■共同住宅等で階数*2が10以下/交付決定～ 2024年7月15日 ■共同住宅等で階数*2が11以上/交付決定～ 2025年5月31日
11	2022/04/28	P9	追加	1－12 事業予算 (追記) 600億円(令和4年度予備費等)
12	2022/04/28	P15	追加	第2章 補助対象の詳細 c)一定の省エネ性能を有する住宅 (追記) ※2022年6月30日までに工事請負契約を締結したものに限る※
13	2022/04/28	P16	修正	2－4 補助対象期間 基礎工事の完了(工事の出来高) (修正前) 建築着工～交付申請 まで(遅くとも2022年10月31日) (修正後) 建築着工～交付申請 まで(遅くとも 2023年3月31日)
14	2022/04/28	P16	修正	2－4 補助対象期間 【補足】 □完了報告について (修正前) ●戸建住宅 : 交付決定～2023年5月31日 ●共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定～2024年2月15日 ●共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定～2024年12月31日 (修正後) ●戸建住宅 : 交付決定～ 2023年10月31日 ●共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定～ 2024年7月15日 ●共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定～ 2025年5月31日
15	2022/04/28	P16	削除	2－5 その他 ③経理書類の保管 (削除) (2028年3月31日まで)

No	更新日	更新 ページ	更新内容											
16	2022/04/28	P18	修正	第3章 申請方法 (修正前) [例：2022年度以降に工事が完了し、完了報告を行う場合] ※振込は2022年度末 *1 2022年度内に工事が完了し、完了報告を行う場合は、2022年度末又は完了報告の審査完了のいずれか早い方で振込を行います。 (修正後) [例：2022年10月末までに交付申請を行い、2022年度以降に工事が完了し、完了報告を行う場合] ※原則、2022年10月末までに 交付申請を行う場合、2022年度末*1 2022年11月以降に 交付申請を行う場合、2023年度末*1 *1 工事が完了し、これらの年度末以前に完了報告の提出を行う場合、当該完了報告の審査完了後に振込を行います。										
17	2022/04/28	P21	修正	3-4 交付申請の予約 ※任意※ (修正前) ①交付申請の予約期間 2022年3月28日～遅くとも2022年9月30日 ③予約の有効期限 c) 2022年10月31日 (修正後) ①交付申請の予約期間 2022年3月28日～遅くとも2023年2月28日 ③予約の有効期限 c) 2023年3月31日										
18	2022/04/28	P23	修正	3-6 交付申請 ①交付申請の期間 (修正前) 2022年3月28日～遅くとも2022年10月31日 (修正後) 2022年3月28日～遅くとも2023年3月31日										
19	2022/04/28	P24	修正	3-8 補助金の確定・交付 (修正前) <table><tr><td rowspan="2">いずれか 早い方</td><td>2022年度末 (2023年3月末ごろ振込)</td><td rowspan="2">交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。 それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。</td></tr><tr><td>完了報告の提出 (当月20日締、翌月末支払い予定)</td></tr></table> (修正後) <table><tr><td rowspan="2">いずれか 早い方</td><td>・2022年10月末までに交付申請を行う場合、2022年度末 (2023年3月末ごろ振込) ・2022年11月以降に交付申請を行う場合、2023年度末 (2024年3月末ごろ振込)</td><td rowspan="2">交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。 それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。</td></tr><tr><td>完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)</td></tr></table>			いずれか 早い方	2022年度末 (2023年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。 それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。	完了報告の提出 (当月20日締、翌月末支払い予定)	いずれか 早い方	・2022年10月末までに交付申請を行う場合、2022年度末 (2023年3月末ごろ振込) ・2022年11月以降に交付申請を行う場合、2023年度末 (2024年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。 それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。	完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)
いずれか 早い方	2022年度末 (2023年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。 それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。												
	完了報告の提出 (当月20日締、翌月末支払い予定)													
いずれか 早い方	・2022年10月末までに交付申請を行う場合、2022年度末 (2023年3月末ごろ振込) ・2022年11月以降に交付申請を行う場合、2023年度末 (2024年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。 それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。												
	完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)													

No	更新日	更新 ページ	更新内容	
20	2022/04/28	P25	修正	3-9 完了報告 ①完了報告の期間 (修正前) ■戸建住宅 : 交付決定 ~ 2023年5月31日 ■共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定 ~ 2024年2月15日 ■共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定 ~ 2024年12月31日 (修正後) ■戸建住宅 : 交付決定 ~ 2023年10月31日 ■共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定 ~ 2024年7月15日 ■共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定 ~ 2025年5月31日
21	2022/04/28	P25	修正	3-10 書類の保管 (修正前) 交付申請者である建築事業者は、本事業の関連書類について、2028年3月31日（本事業の終了から5年間）まで以下の書類について保管が必要です。（本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。） (修正後) 交付申請者である建築事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。（本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。）
22	2022/04/28	P36	削除	㊦こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 (削除) 指定書式